

平成 27 年度第 4 回浦安市文化財審議会議事録（議事要旨）

- 1 **開催日時** 平成 28 年 2 月 24 日（水） 午前 10 時～12 時
- 2 **開催場所** 郷土博物館 視聴覚室
- 3 **出席者**
（委員）平野敏則委員長、杉山徳生委員、丸山光子委員、丸山純委員、吉田敦委員、大塚三枝子委員、菊池眞太郎委員
（事務局）永井生涯学習部参事、飯塚館長、池田主査、島村、尾上、井口、林（記）
（傍聴人）なし
- 4 **議 事**
 - (1) 浦安市郷土博物館の活性化について(検討)
 - (2) 旧醍醐家茶室を浦安市指定有形文化財にすることについて(諮問)
 - (3) 報告事項
企画展「1957～1966 東葛地区（浦安・流山・松戸） 児童木版画作品展」の開催結果報告

5 会議経過

会議に先立ち、平野委員長、永井生涯学習部参事があいさつを行った。

(1) 浦安市郷土博物館の活性化について(検討)

教育委員会へ提案する報告書(案)について、最終確認を行った。

主な質疑・応答については、下記のとおり。

- (委員) 重要な資料であるので、紙ベースだけでなく、電子ファイルにもしていただきたい。P13の「企画展東京湾の魚をテーマにした場合のイメージ図」は、この提言書を象徴する良い図である。
- (委員) この提言書は、文化財審議会から教育委員会に出す提言書だが、一般に公開するものなのか？
- (事務局) 公開する。
- (委員) 電子ファイルは情報流出という点を考えると危険もあるものなので、ご自身で保管するためにデータ化が必要ということであれば、この紙をスキャンしてPDF化しておけばよい。
- (委員) そのようにする。
- (委員) この提言書を教育委員会へ提出するということであるが、教育委員会でさらに審議され、加筆訂正などがなされることはあるのか？
- (事務局) あくまでも、文化財審議会からの提言であるので、教育委員会で加筆訂正されることはない。

- (委員) ということは、この提言書に基づき、教育委員会から博物館へ要望などが指示されるということになるのか？
- (事務局) 提言書なので強制力を持つものではないが、職員はこれをもとに事業展開を図っていくことになる。
- (委員) P12「Uモニアンケート集計結果」の最後の行「今後も、Uモニへのご協力をお願いします」という一文は削除し、その前の一行も前頁に入れてまとめてしまえば、一頁分少なくすることができスッキリする。
- (事務局) 「Uモニへの協力」は提言とは無関係なので、そのように調整する。
- (委員長) それでは、これで提言書「浦安市郷土博物館の活性化について」は、文化財審議会委員の承認を得たということで、教育委員会に提出してよろしいか？
- (委員全員) 異議なし。

(2) 旧醍醐家茶室を浦安市指定有形文化財にすることについて(諮問)

教育委員会からの諮問、浦教博第404号について事務局から説明したのち、内容の検討を行った。主な質疑・応答については、下記のとおり。

- (事務局) 資料1 ページ目、教育委員会から文化財審議会へ諮問がなされている。
内容的には旧醍醐家茶室を浦安市指定有形文化財にすることへの諮問である。
- (委員長) 委員であり、建築の専門家でおられる丸山純委員から一言ご説明を頂ければ。
- (委員) 数ある浦安の古い民家の調査を行った一環として、私が最初にこの茶室を調査した。別冊資料「旧醍醐家茶室現状調査報告書」の14ページと15ページに、点民家調査の際の説明と図面、写真などが掲載されている。調査をしてみると、これは本格的な茶室であるとわかった。茶室は、大きく2タイプ(小間と広間)に分けられる。千利休に派生する侘茶は、4畳半以下の「小間」。それに対し、大寄せの茶会が催されるような活用範囲が広いタイプのものを「広間」という。建築年代は、醍醐家の家伝によると、明治中期ということであったが、建築そのものを調査してみてもそのように推定された。8畳と6畳の茶室があり、それに水屋と雪隠がついていた。トイレなどは改修されていて使えるようにしてあった。
文化財として指定しても申し分ない優れた茶室建築だと思う。
- (委員) この別冊の資料は、今日の審議会のためのものなのか？何のための報告書なのか？
- (事務局) 旧醍醐家の茶室を解体する際に、生涯学習課で調査を行った。そのときの調査報告書から抜粋してつくった資料である。
- (委員) それで表紙の日付が、平成22年7月となっているのか？ それならば、誰がいつ調査したものなのか、最初に「調査の概要」を入れておく必要がある。

(事務局) 平成22年7月のもので、調査の委託先は、風基建設。博物館では、風基建設から生涯学習課へ提出された報告書をデータで預かっている。そこから抜粋して、この資料を作成した。後ほど、確認しておく。

※ 会議終了後、確認を行った。調査は、醍醐家茶室解体の際〔調査期間：平成22年6月10日から平成22年7月31日まで〕、後刻移築復元するための基礎資料を作成することを目的に行ったものである。現地において、建物の現状を詳細に調査・実測し、報告書にまとめることを、株式会社風基建設に委託した。

(委員長) 部材の保存先は？

(事務局) 解体して、境川沿いの排水機場（東野・境川排水機場）に保存している。

(委員) 文化財としてのあり方として、茶室の場合は、建物だけでなく、周りの茶庭も大切である。外から庭を通して茶室に入るまでの過程も、茶の湯の儀式の一つになっている。理想を言えば、庭園をしっかりと造れるといいのだが。

(委員) 一般的には、4畳半ぐらいの小さい茶室というイメージが強いが、このように座敷が二間ある茶室というのは、何か特徴、理由があるのか？

(委員) 先ほど話した「小間」のタイプの茶室が、そのイメージにあたる。この場合は広間のタイプ。明治中期に建てた人は続き座敷が欲しかったのではないかと考えられる。6畳と8畳をつなげて、続き座敷として広く使うことができる。

(委員) 炉が3ヶ所切ってある。茶道では、使用は11月から4月と時期が決まっている。そのほかの季節は、畳を敷き普通の座敷として使うことができる。お客様が6人いらっしゃるということになると、8畳の間を使うのだが、6畳の座敷を控えの間として使用する。準備が整うまで、お客様にお待ちいただくような部屋も必要となるものである。

(委員) 市の施設として、本格的な和風建築を1軒持つということはなかなかないので、意義があると思う。

(委員) 浦安の家で、茶室があるのは醍醐家しかなかったと思う。その茶室を末まで残したいというのが教育委員会の考えだと思うが、明治時代からの素晴らしい茶室なので、是非保存していただければと思う。

農業をやっていた関係から、子どもの頃から醍醐家には行っていた。うちは小作だったので、暮れになると年貢を醍醐家に持っていった。行くと、茶やおまんじゅうをいただきながら、旦那さん(醍醐作治さん)といろいろ百姓のことなどを話したものである。茶室は恐れ多くて見る機会はなかったが、主屋は古い家だった。浦安に一つしかなかった茶室なので、文化財として残し、庭も同時につくっていただければいいと思う。

(委員) それは貴重な証言だ。そのようなストーリーも含めて、文化財の存在意義があると思う。

(委員) 道具は残っているのか？

(事務局) 解体のときにご寄贈いただいたものは、預かっている。

- (委員) 文化財としては、庭も含めて手入れをしていくことが大切である。自然のもので木はどんどん成長する。それをいい形に保っていくには費用もかかることになるのだが、メンテナンスをしていくことが重要である。
- (委員) お茶会でも、明治中期の本物の建造物を使うということは大きな意味がある。
- (委員) 移転した年(明治37年)が、前、論文で書いたが、浦安の統計データが残っている最初の年にあたる。浦安が村から町になる直前である。町になったのは、明治42年。そういう意味でも、何か因果関係があるのではないか。経済的に成長していく最初のころと考えられる。
- (委員) 棟札などは残っていなかったのか？
- (事務局) 報告書を見る限り、棟札等は発見されていない。年代が確定できないということで、教育委員会からの諮問でも「頃」という書き方をしているものと思われる。
- (委員) 6畳に大きな炉が切っただけであるが、これは炬燵ということは考えられないのか？
- (委員) これは「大炉」といい、2月ごろ、寒い時期に火を入れて使うもの。全部炭で、灰を入れてある。ここにお釜もかけて、お茶も行う。今公民館などではすべて電熱でやっているのだが、本来は炭の灰炉である。
- (委員) 広間の茶室で、寒い時期でも茶会を行うことができるので大炉だが、普通の茶室では、このような大炉はない。
小間の茶室ならば、自分で設計をしたこともあるのだが、広間の設計を行ったことはない。大炉がある茶室というだけでも、貴重と思う。
- (委員) 移築した経緯は、わからないのか？
- (事務局) 先日、醍醐家の方に聞き取り調査を行った。記録や伝承がないか尋ねたが、来歴についてはわからないということであった。
- (委員) 私が最初に調査したときにも聞いたのだが、その当時の段階ですでにわからなかったし、史料も残っていなかった。私も、誰が持っていて、どこに建っていたものなのかが、とても気になった。昔は、いい建築物は売買したり、距離が近い場合には、曳き屋をしたりして残っていくものであった。
- (委員) 浦安ならではの、浦安に1軒しかなかった茶室となると、貴重性があり、文化財として残して活用していただければと思う。

※事務局で答申案を配布し、説明する。

- (委員長) 先ほど解説いただいた内容が集約された文面となっていてよい。やはり歴史のある大事なものだと思う。事務局で、さらに何か付け加えることはあるか？
- (事務局) この答申案でよいということであれば、文化財審議会からの答申として、このまま教育委員会に提出したい。
- (委員長) 教育委員会の諮問に対しては、この答申でいきたいと思う。
- (委員全員) 異議なし

**(3) 企画展「1957～1966 東葛地区（浦安・流山・松戸） 児童木版画作品展」の開催
結果報告**

資料に基づき、事務局より報告した。

主な質疑・応答については、下記のとおり。

(委員) 今の担当学芸員の話は、この企画展そのものの評価についてだけでなく、今回の企画展で学びとった多くのことが語られており、次の企画展に活かしていかなければいけない多くのヒントが含まれていた。

資料・作品を展示するだけでなく、当時のことを知っている人や解説してくれる人がその場において、見る人の興味を喚起させるようなことは重要である。これは、常設展示についても言えることである。

ポスター・チラシの配布について資料に書かれているところがあるが、多数つくることができなくても、SNSをうまく活用することで、広く発信することができる。あっさり君ツイッターを活用して、多くの情報を発信する必要がある。

観光的に市外から来館する客層を狙うとあるが、常に市内のホテルに博物館パンフレットを置いてもらうようにするとよい。

60年前の版画を回想法的にさらに活かすこともできる。当時の子ども（今70～80代の世代の方々）から記憶を引き出すことが、その人たちだけでなく、さらに博物館を活性化させることにつながる。福祉的な観点からも、資料をうまく活用してほしい。

(委員) この版画のように、子どもたちが共同で夏休みに企画展をつくるとか、版画をつくるとか、そういうことを経験させる機会を博物館で与えることができないか。現在の子どもたちは、グループで一つのことを仕上げるということが苦手なので、ふるさと浦安作品展などでも、「団体の部」などをつくり、共同で何かをさせるような機会を提供できるとよい。

(事務局) 博物館活用推進委員会に伝え、検討していく。

■ 次回の会議

平成28年度第1回浦安市文化財審議会は、5月18日（水）を予定。

以上をもって、平成27年度第4回浦安市文化財審議会は、閉会した。